

前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正  
について（議案第111号）

子育て施設課

1 改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設（保育所、幼稚園又は認定こども園）の確保が著しく困難であると認める場合に一定の条件を満たすときは、連携施設の確保義務を緩和する。
- (2) 家庭的保育者の居宅で保育が行われている場合の食事の提供の特例に係る搬入施設の要件を緩和し、保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者で市が適当と認めるものからの食事の外部搬入を可能とする。

3 施行期日

公布の日